

学校法人花園学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

令和 7 年 6 月 1 8 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人花園学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 59 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 職員理事とは、学園の職員として給与又は報酬の支給を受けている理事をいう。
- (3) 職員評議員とは、学園の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程等に基づくものは含まない。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員又は評議員には、報酬等を支給するものとする。

- 2 理事に対しては、別表 1 に定める年額報酬を支給する。但し、別に定める「学校法人花園学園特別職俸給規程」（平成 29 年 4 月 1 日制定）に基づき俸給を受ける理事並びに職員理事に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 監事に対しては、別表 2 に定める月額報酬を支給する。
- 4 評議員に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、別表 3 に定める日額報酬を支給する。但し、職員評議員に対しては支給しない。
- 5 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等について、その属する月分の報酬等を支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 前条の報酬等は、原則として本人の銀行口座に振り込む方法により支給する。

- 2 報酬等の支給は、年額報酬にあつては 3 月、月額報酬及び日額報酬にあつては毎月支給する。

(旅費)

第 5 条 役員又は評議員が、理事会又は評議員会等の会議に出席したときは、報酬とは別に別表 4 に定める旅費を支給する。但し、職員理事及び職員評議員並びに宗教法人妙心寺派宗務本所に勤務する役員又は評議員には支給しない。

(退職金)

第6条 役員及び評議員が退任したとき、退職金は支給しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人花園学園役員の報酬等規程（平成28年10月5日制定）は令和7年6月30日をもって廃止する。

別表1（第3条第2項関係）

理事の報酬額

区 分	金 額	備 考
理事長	年額 1,200,000 円	
専務理事	年額 900,000 円	
常務理事	年額 600,000 円	
理事	年額 500,000 円	

別表2（第3条第3項関係）

監事の報酬額

区 分	金 額	備 考
監事	月額 100,000 円	

別表3（第3条第4項関係）

評議員の報酬額

区 分	金 額	備 考
評議員	日額 10,000 円	

別表4（第5条関係）

役員及び評議員の旅費額

区 分	金 額	備 考
交通費（運賃）	実 費	京都市域少額交通費は日当に含む
宿泊費	実 費	1泊20,000円を上限（原則）とする
日当（諸雑費）	3,000 円	